

日 時：令和 8 年 7 月 15 日（水）13:00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、小笠原委員、宍戸委員、
新保委員、藤井委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、津村審議官、戸梶総務課長、
香月参事官、日置参事官、在津参事官、片岡参事官、安蒜参事官

○戸梶総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○手塚委員長 ただいまから、第363回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は四つです。

議題 1「令和 8 年度行政事業レビューについて」、事務局から説明をお願いします。

○波多野企画官 令和 8 年度行政事業レビューについて御説明します。行政事業レビューは、所掌する事業の進捗や効果について点検を行い、事業の改善、見直し等につなげる取組です。当委員会においては、毎年度のサイクルとして、春に個人情報保護委員会活動方針を定めた上で活動を行い、翌年度に年次報告を取りまとめるとともに、行政事業レビューを実施しており、活動の方針を定めた上で、取組の実績を取りまとめ、政策・事業の進捗及び効果の点検・検証を行い、政策の推進や予算の概算要求、執行等に活かしていくという、一連の P D C A サイクルの取組を進めています。

令和 8 年度からは、活動方針、年次報告、行政事業レビューを結び付けて、委員会活動における P D C A サイクルを一層推進していく観点から、行政事業レビューの結果について委員会に報告することとし、委員会活動の年間サイクルに位置付ける取扱いとしております。

行政事業レビューについては、外部有識者の点検を受けることとされており、当該点検のための会合は、中村豪座長をはじめ、4 名の有識者に御参加いただき、本年 6 月 5 日に開催されました。本日の資料は、外部有識者の皆様からの御指摘等を反映したものとなっています。

それでは、資料の説明にまいります。資料 1－1 がレビューシートの内容をまとめた概要資料、資料 1－2 が外部有識者会合で出された有識者の皆様からの所見と、所見を踏まえた事業内容やレビューシートの改善点をまとめたもの、資料 1－3 がレビューシート本体となります。

当委員会では、政策的経費について、予算の事項区分を基に 5 つのシートを作成しています。それぞれのシートにおいて、事業執行のアウトプットに関する活動指標と、アウトカムに関する成果指標が設けられており、資料 1－1 ではこれらの因果関係を分かりやす

く図示しています。活動指標は、委員会の事業執行から直接的に生ずるアウトプットを捉えた指標であり、委員会の所掌事務の処理状況と直接的に関連するものです。

一方で、成果指標は、委員会の事業執行を通じての対象者の変化・行為であるアウトカムを捉えた指標であり、委員会の事業執行との関係では間接的なものとなります。本日は、資料１－１を参照していただきつつ、資料１－２を基に主要な御指摘と、それらへの対応について御説明します。

資料１－２を御覧ください。一つ目の事業は、「特定個人情報の適正な取扱いの推進に必要な経費」です。まず、「No. 1」の欄になります。「短期アウトカム（302）の成果指標ではログの分析等が既に高水準で推移しているにもかかわらず、長期アウトカム（502）の成果指標では漏えい等報告の件数が減少している。両者の因果関係をどのように捉えているか」との御指摘がありました。これについては、シートにおいて、ログの分析等については、ほかの項目と比べて相対的に難易度が高いと考えられるために指標として設定しているという旨を追記することとしました。

つぎに、「No. 2」の欄になります。「アウトプット（204）の活動指標では「未活用団体等への訪問数」の目標値が５件となっている。全体の未活用団体数に対して適正な規模なのか」との御指摘がありました。これについては、シートにおいて、未活用団体への訪問数の目標値を５件とする理由を明記するほか、訪問団体を含む全ての地方公共団体に対する周知活動について追記することとしました。

つづきまして、２ページを御覧ください。二つ目の事業は、個人情報の適正な取扱いに関する広報・啓発に必要な経費です。まず、「No. 6」の欄になります。「アウトプット（204）の活動目標である「出前授業への講師派遣の実施」の件数が順調に伸びているものの、目標値は47件に据え置かれている。目標件数を増やしてはどうか」との御指摘がありました。これについては、直近３か年実績平均により設定した目標値「47件」を、2024年度以降に講師派遣件数が大幅に増加した実績を踏まえ、直近２か年実績平均である「68件」に見直すこととしました。

つぎに、「No. 7」の欄になります。「最新の社会動向を踏まえた啓発により国民の関心を高めるべきである。関係省庁との連携を進めることで、予算の有効活用や委員会の活動拡大につなげるべきである」との御指摘がありました。これについては、新たな詐欺手口やサイバー攻撃、デジタル社会の進展やＡＩの急速な普及を始めとした個人情報を取り巻く関連技術等に関する情報を継続的に収集し、警察庁や国家サイバー統括室等と連携した広報・啓発の取組を強化することとしています。さらに、３年ごとに見直し改正法の趣旨や内容等について、文部科学省やこども家庭庁、（独）国民生活センター等とも連携し、幅広い主体への積極的な周知に取り組むこととしています。

つぎに、「No. 8」の欄になります。「小中学校を対象とした出前授業は、全体に対するインパクトが限定的であり、若い世代向けとしては広報・啓発動画やウェブサイトを中心としたより有効な手段へのシフトを視野に入れるべきである」との御指摘がありました。

これについては、令和7年度から学校教育現場の授業や地域の活動現場において広く全国のこどもたちに学習機会を提供できるよう、教職員や地域人材等が授業を実施できる教育コンテンツ、すなわち教材及びマニュアルの整理等を進めており、文部科学省等の多様な関係機関とも連携しつつ、当該取組を着実に進めることとしています。また、若年層に対して効果的に情報を届けるため、ショート動画の作成数を増やし、SNSを活用した情報発信を行うこととしています。

つづきまして、3ページを御覧ください。三つ目の事業は、「個人情報の適正な取扱いに関する国際協力に必要な経費」です。「No.13」の欄になります。「委員会ウェブサイト等における収集した情報の発信」において、対象国のカバー状況なども分かるとよい。また、海外で事業を行う企業へ個人情報の取扱いに係る周知広報を行うことが、グローバルCBPRシステム等の重要性の認識につながるのではないかと御指摘がありました。これについては短期アウトカム（303）において、参考指標として委員会ウェブサイトの「国際関係」の「諸外国・地域の法制度」に掲載している諸外国・地域の数を記載しました。また、委員会ウェブサイトやSNSを用いて、国際的な情報発信に努めるとともに、海外で事業を行う企業に対するグローバルCBPRシステムの普及を図るため、令和7年度に実施した企業向けパンフレットの作成といった広報を継続的に実施することを考えています。

四つ目の事業は、「個人情報の利活用及び監督に必要な経費」です。「No.14」の欄になります。「中期アウトカム（401）の成果指標で「認定個人情報保護団体として認定されている団体数」を設定しているものの、団体同士の合併により未達成となっている。実態に合わせて目標値を調整すべきであったのではないかと御指摘がありました。これについては、2026年度の中期アウトカム（401）の目標値を「40」に修正することとしました。また、参考指標として「認定個人情報保護団体の対象事業者数」を追加し、実績評価に際しては、団体数と対象事業者数の両方で確認することとしました。

つづきまして、4ページにお進みください。五つ目の事業は、「広聴・相談業務に必要な経費」です。まず、「No.17」の欄になります。「中期アウトカム（401）の成果指標で「相談ダイヤル等に寄せられた相談件数に占める苦情件数の割合」を設定しているが、苦情件数が増えることで評価が上がるというロジックは分かりづらい」と御指摘がありました。これについては、中期アウトカム（401）の成果目標欄に、チャットボットでの回答等の取組により、「相談ダイヤル等への質問比率が下がり、相対的に苦情比率が上がることで、苦情への対応に力を注ぐことを意図している」旨の説明を追記しました。

つぎに、「No.19」の欄になります。「長期アウトカム（501）の成果指標である「あっせん申出受付件数」の目標値が前年度の実績に合わせて下方修正されていることは、目標設定の在り方として適切なのか」と御指摘がありました。これについては、2025年度から、「あっせん申出受付件数」については、「苦情が寄せられた場合に、まず、当事者間の自主解決を図るための助言等に注力することとした」ところであり、御指摘を踏ま

え、今年度から、「あっせん申出受付件数」は、長期アウトカム（502）の成果指標欄に参考値として記載することとし、アウトカムとしては設定しないこととしました。

内容については以上となります。今般の行政事業レビューの結果を踏まえ、令和9年度の予算概算要求、機構定員要求や今年度からの予算執行等に的確に反映していきたいと考えております。

本日の資料については、令和9年度の予算概算要求、機構定員要求の提出後に公表することを予定しています。

説明は以上でございます。

○手塚委員長　ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問、御意見を願いたします。

どうぞ。

○清水委員　どうもありがとうございます。

この度、初めて委員会で行政事業レビューの経過を御報告いただいたことにより、当委員会が目指すアウトカムとその達成状況、それに対する外部有識者の評価も委員会全体で共有することができました。

また、外部有識者の所見に対し、丁寧に御検討いただき、適切な場合にはレビューシートに反映していただいたと思います。まずはレビューチームの御努力に感謝申し上げます。

その上で2点、意見を申し述べたいと思っています。

1点目ですが、行政事業レビューの成果指標については、継続性も重要なながら、適切な場合は追加、変更することもあると考えられますことから、毎年度見直しが必要かどうかを検討していただきたいと思います。年次報告には、当委員会の所掌する事業の遂行状況が数値で示されておりますので、新たな指標の候補となり得るものも含まれていると思います。当委員会の設定するゴールに照らして、どのような指標が適切なのか、継続的に検討していただきますようお願い申し上げます。以上、1点目です。

もう1点ですが、レビューでは予算執行についても議論があったかと思います。効率的・効果的な予算執行のためには、例えば低落札率等により結果的に予算の執行率が低くなった場合、余剰分をほかの支出に回す以前に、見積りを正確に行って適正な予算を要求し、真に必要なほかの事業があれば、最初から予算をつけるのが原則かと思います。見積りをできるだけ正確に行うには、前年度の実績や市場価格を調査することが必要と考えます。その点、契約に当たっては、より一層留意していただき、効率的・効果的な予算執行に努めていただきたいと思います。

以上です。

○手塚委員長　事務局、どうぞ。

○戸梶総務課長　御指摘ありがとうございます。御意見として賜らせていただき、より良いものになるよう、引き続き毎年の見直しを含めて対応していきたいと考えております。

1点目の成果指標につきましては、現行でもマイナーチェンジしている部分はございますけれども、御指摘がありましたように、今回、活動方針、年次報告とリンクさせていくという形でこのレビューも位置付けたというところでございますので、御指摘のありました年次報告で出てくる項目、そのほか最新の動向を踏まえて、必要な指標、あるいは、より望ましい指標が出てくれば、不断の見直しの中で検討していきたいと思っております。

予算執行につきましては、最近、物価高の状況でございます。動きも激しいというところではございますけれども、漫然と前年同額の積算とすることではなく、現状の中での経済情勢、あるいは参入する業者の過去の実績などを踏まえて、毎年、精査しながら必要な積算を行っていくということは努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○手塚委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、後日公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法を定める件の一部を改正する告示（案）の意見募集について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法を定める件の一部を改正する告示（案）の意見募集について、御説明いたします。

本日は、資料2-1に基づき御説明させていただきます。個人データ、保有個人情報及び特定個人情報の漏えい等が発生した場合の報告を個人情報保護委員会に行う場合には、原則として電子情報処理組織を使用する方法、具体的には委員会ホームページに掲載している報告フォームを使用する方法により報告することとされております。

他方、サイバー攻撃を受けた場合には、初動対応中に多数の官公署への報告を行う必要があり、被害組織の報告負担が大きいことから、被害組織の負担を軽減し、政府の対応迅速化を図るため、国家サイバー統括室の主導の下、令和7年度に関係省庁間で申合せが行われ、ランサムウェア事案に係る報告を行う場合についての共通様式が制定されました。この関係省庁申合せの趣旨を踏まえ、当委員会で漏えい等報告を提出する場合にも、当該

共通様式を提出する方法によることも可能とするため、委員会規則の改正とともに告示の制定を行い、昨年10月から施行されております。

今般、事業者の利便性を更に向上させる観点から、インシデント報告に係る関係省庁申合せが改定され、官公署への報告に利用できるその他サイバー攻撃等事案に係る共通様式が追加されるとともに、国家サイバー統括室によりサイバー対処能力強化法第5条に規定する報告等を受け付けるシステムである官民連携基盤が創設されることとなります。こうした政府全体の取組状況を踏まえ、個人情報保護委員会及び事業所管大臣への個人データ、保有個人情報及び特定個人情報の漏えい等が発生した場合の報告につきましても、現行の方法に加えて、関係省庁申合せに新たに規定されたその他サイバー攻撃等事案に係る報告を行う場合においては、関係省庁申合せ別添様式3を提出する方法によることができるものとするとともに、官民連携基盤を使用する方法も可能とするよう、現行の告示を改正することとしたいと考えております。

最後に、施行日につきましては、関係省庁申合せにおけるその他サイバー攻撃等事案に係る共通様式の適用開始日である令和8年10月1日を予定しております。

本改正案について御決定いただきましたら、速やかにパブリックコメントを開始したいと考えております。

御説明は以上となります。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては、所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3 「「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の一部改正（案）に対する意見募集の結果等について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料3－1及び資料3－2に基づいて御説明いたします。

本年5月13日の第355回個人情報保護委員会において御審議いただきました、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について御報告いたします。

なお、今回の改正の背景等につきましては、資料3－4としまして前回の委員会におけ

る資料を御参考までに御用意しておりますので、そちらも適宜御参照ください。

本件は、犯罪収益移転防止法施行規則の改正により新設される規定に基づく不正利用口座に関する情報の提供につきまして、個人情報保護法上の「法令に基づく場合」に該当することを金融分野ガイドラインにおいて具体例として明示するための改正を行うものです。資料３－１に記載をしておりますとおり、本件につきましては、５月13日から６月12日まで意見募集を行いまして、14件の御意見が寄せられております。

つぎに、本意見募集に寄せられた御意見につきましては、資料３－２を御覧ください。幾つか頂戴した御意見を御紹介申し上げます。まず、１番や２番などですが、一定数の御意見は、犯罪収益移転防止法施行規則の解釈などに関する御質問、御意見でございまして、これらにつきましては、今回の意見募集の対象外と考えられるとした上で、当該規則の改正に関するパブリックコメントの結果を御参照ください、などと付記する形としております。

他方で、例えば３番につきましては、本意見募集の対象の御意見となっております。まず前提を少し御説明させていただきますと、今回新設される犯罪収益移転防止法施行規則の規定の運用につきましては、一般社団法人全国銀行協会の100％子会社が運営する情報共有枠組みに基づいて情報提供を行う想定とされております。これを前提としまして、こちらの３番におきましては、今申し上げた枠組みによらずに不正利用口座に関する情報の提供を行った場合に、個人情報保護法上の「法令に基づく場合」に該当するかという御質問を頂戴しております。これに対しては、現時点では、先ほど申し上げた枠組みに参加した上での情報提供を想定していますが、犯罪収益移転防止法施行規則の規定に基づいて「適正な取扱い及び安全管理のために行う措置」が確実に講じられる方法により、情報の提供が行われるのであれば、個人情報保護法上の「法令に基づく場合」に該当するものと考えられる、と説明しております。

また、次に４番でございますけれども、こちらは今回、金融分野ガイドラインにおける目的外利用に関する箇所におきまして法令に基づく場合に該当する具体例として明示することとしておりますところ、個人データの第三者提供の制限との関係でも「法令に基づく場合」に該当するということでしょうか、という御質問を頂戴したものです。こちらに対しましては、犯罪収益移転防止法施行規則の規定に基づいて情報の提供が行われる場合には、第三者提供の制限との関係でも「法令に基づく場合」に該当するものと考えられる、と説明しております。

また、７番でございますけれども、こちらは客観的基準に基づき、犯罪に利用されたおそれのある口座であると判断して情報提供を行ったが、事後的に誤検知と判明した場合、きちんと注意を払って情報提供を行ったのであれば、個人情報保護法上の違法な目的外利用等に該当しない旨を明記してほしいとの御意見を頂戴したものでございます。これに対しては、犯罪収益移転防止法施行規則の規定に基づいて情報提供が行われた場合については、事後的に当該口座が犯罪等に利用されていないということが明らかになったとしまし

ても、個人情報保護法上の「法令に基づく場合」に該当することとなり、この点は一般に現状の案で御理解いただけるものと考えます、という回答としております。

以上を踏まえまして、資料３－３のとおり、改正案の修正等を行っておりません。

本改正案につきまして本日の委員会で御承認いただけましたら、令和８年７月２４日の公布及び令和９年４月１日の施行に向けて手続を進めさせていただきたいと考えております。

なお、本議題の資料につきましては、官報掲載等の準備が整い次第、公布日と同日の令和８年７月２４日に公表する予定でございます。

事務局からの御説明は以上です。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

では、御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、後日公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、次の議題に移ります。

議題４「国際協力関係について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議題４について御説明いたします。

資料４－１を御覧ください。この度、シンガポールのデータ保護・プライバシー機関であるシンガポール個人データ保護委員会（PDPC）と、個人情報の保護に関する協力覚書（MOC）を締結いたします。

グローバルな個人データの流通が増大する中、国境を越えた執行協力体制構築のため、当委員会は海外のデータ保護・プライバシー機関との協力関係の強化を図っているところでございます。今回締結するMOCは、我が国及びシンガポールの両機関が、個人データの保護に関する法令の執行において相互に支援するため、特定の事案に関する情報交換を促進するほか、双方のプラクティスやガイダンスを含む法執行に有益な情報共有を推進するとともに、我が国とASEAN加盟国との間で相互に活用できるモデル契約条項（MCC）の開発に向けた検討の実施や、我が国やASEAN加盟国で活動する企業に対するグローバル越境プライバシールール（CBPR）システムの普及促進などの、既存の両機関間の協力における取組を一層強化することを目的としております。

MOCの締結は、締結する相手方組織の意向を踏まえつつ、我が国との経済的結び付き

や、執行事例の情報共有を行うことによって得られるメリット等も勘案して、検討を行っております。シンガポールPDPCとは、昨年9月にMOC締結に向けた協議を進めることで合意し、その後、同年11月には、本年7月にシンガポールで開催される「シンガポールデータフェスティバル2026」の機会にMOCを締結することを目指す方針で一致し、これまで協議を重ねてまいりました。

シンガポールPDPCは、個人データを利用した先進的な取組に対する支援を実施しており、日系企業が当該支援の下、シンガポールにおいて実証実験を行うなど、我が国は個人データを利用した経済活動においてシンガポールと強い結び付きが存在することから、個人データ保護に係る執行協力関係を強化することには意義があると考えております。

当委員会がシンガポールPDPCとMOCを締結することにより、個人データの漏えい等事案の調査に係る情報を提供する際に必要となる条件や手続が明確となり、個別の執行事案についての情報交換が円滑に行われるなど、必要なときに必要な協力を確実に得るための、実効性のある関係を構築することができ、我が国及びシンガポールの両機関の協力関係の一層の強化につながることを期待されます。

MOCの署名は、シンガポールで開催されるシンガポールデータフェスティバル2026の機会を捉えて、本年7月20日にシンガポールのデニス・ウォン委員と当委員会の手塚委員長との間で実施予定です。

本MOCの効力発生日は、署名日である7月20日となるため、本日の委員会資料4-1ないし4-3につきましては、一旦、委員会公式ウェブサイトには掲載しないこととし、署名後に追って掲載することを検討しております。また、委員会資料の掲載と同時にプレスリリースを公表することを予定しております。

説明は以上でございます。

○手塚委員長　ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいですか。

一言だけ私から。来週行ってまいりますので、そこでMOCを締結してきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、後日公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。